

技プロ・附帯プロ用

事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部法・司法 T

1. 案件名（国名）

国名：ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：法の支配発展促進プロジェクト

The Project for promoting development and strengthening of the Rule of Law in the Legal Sector of Lao P.D.R

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における法・司法セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ラオスでは、法・司法セクターについて、2020年までに“法の支配”を確立するための計画として、ラオス政府は2009年に“Legal Sector Master Plan”(LSMP)を策定し、法整備を進めている。

JICAは、1998年より専門家派遣、研修員受入等によりラオスの法・司法分野への協力を開始し、その後、現在に至るまで3件の技術協力プロジェクトを実施している。

これら協力を通じて、プロジェクトで策定した教材や執務マニュアルを法務・司法関連職員が十分に使いこなせなかったことから、ラオスの抱える課題として、ラオスの法律を体系的に理解し、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や法学教育を行なうことができる人材の不足が根底にあることが明らかになった。そのため、2010年7月からは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院に加えてラオス国立大学を支援対象として、協力を実施している。

2014年から開始した技術協力プロジェクト「法律人材育成強化プロジェクト フェーズ2」（2014年7月～2018年7月）では、先行協力の成果を踏まえ、基礎的な法令以外の法令に関する理解向上を図ると共に、執務参考資料の作成・普及、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善を通じて関係機関職員の能力向上と立法・行政・司法実務の改善を図ってきた。これら協力を通じ、民法典案の策定、民法逐条解説本、経済紛争解決法ハンドブック、労働法ハンドブック、捜査段階に関するQ&A、模擬事件記録教材等の成果物が得られている。

このような状況下、ラオス政府から、「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」の成果を活用し、2018年10月の国会で成立予定の民法典の普及、民事・刑事の基本法の理論研究と研究成果を踏まえた実務改善の継続、法学教育・研修機関の更なる教育改善、また、これら協力の持続的な実施を目指した組織体等の検討に係る協力が要請された。

ラオスの法セクターにおける中心的な政策枠組みとして位置づけられるLSMPでは、取り組むべき主たる課題として、①法制度整備、②法・司法関係機関の組織能力強化、③法・司法関係機関職員の人材育成、④法令データベース・情報発信の強化及び市民の参加、⑤基本的インフラ整備が掲げられている。本事業は、このうち①から④に直接資するものである。

(2) 法・司法セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は、「対ラオス人民民主共和国 国別援助方針 (2012)」において、開発促進及び援助効果向上の観点からガバナンス面の強化の必要性に留意することとしており、「ガバナンス強化プログラム」として法の支配による市場経済化を進めていくという方向性が示されている。

また、「法制度整備支援に関する基本方針 (2013 年 5 月)」では、ラオスは重点国に位置付けられている。司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化及び実務の改善を目指すと共に、ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつも、ラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を検討することとされている。

更に、「ラオスの持続的な発展に向けた日本・ラオス開発協力共同計画 (2016 年 9 月)」においても、法の支配の推進の重要性が横断的課題として強調され、ガバナンス強化策が不可欠である旨が示されている。

(3) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

当該セクターでは、以下のとおり他の援助機関が活動を展開しているため、ラオス司法省の主導により協力内容の調整が検討されている。

ベトナム政府は、2018年2月 - 2021年2月 (3年間)、約170万ドルの協力を実施。協力内容としては、①法律と国際条約、国際法に係る人材育成カリキュラムの開発、国際法の起草支援 (具体的な法律は未特定)、②公証分野、③経済紛争解決分野、④法の普及、広報に係るカリキュラム、⑤判決執行、⑥法曹三者の養成、としている。⑥については、ベトナムの教材利用による教材開発を予定。

国連開発計画 (UNDP) は、2017 年 8 月 - 2021 年 7 月 (4 年間)、「Rationale for support project for implementation of LSMP (SPLSMP)」の後継案件を開始。C/P 機関は、司法省、外務省、内務省、国会事務局、最高裁、最高検、弁護士会。協力内容は、①司法省の調整・モニタリング能力の向上支援、②法の支配の確立に向けたエビデンスに基づく政策形成支援、③国際約束の国内法化支援、④司法アクセス強化支援、⑤市民の意識向上支援、としている。

ルクセンブルク開発協力庁 (LUX Development) は、2018 年～2023 年 (5 年間)、「Strengthening the Rule of Law through Legal University Education」(協力額：500 万ユーロ) を実施。高等教育の質の改善のためにラオス国立大学法政治学部や国立司法研修所に対して、教材作成支援等を実施している。

ラオスにおいて法曹三者を養成する国立司法研修所については、上記ドナーの他、中国、韓国、タイがそれぞれ MOU を締結して、相互訪問により交流を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ラオスにおいて、民事法及び刑事法の法理論研究・分析並びに法学教育及び法曹の養成・実務研修における一貫したカリキュラム・教材の整備を行うことに

より、ラオスの法務・司法関係機関が同分野で継続的な研究に基づく法令・実務改善を行う基盤の整備及び法学教育機関・法曹等養成機関の質の向上を図り、もって同改善活動が継続的に行われること及び法学教育機関が連携して効果的な人材育成を継続的に行うことに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ラオス全土（首都ビエンチャンが中心となる）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の関係者から成るプロジェクトのサブ・ワーキング・グループのメンバー約 60 名

最終受益者：司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の関係者

(4) 総事業費（日本側）

約 5.6 億円（予定）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月 11 日～2023 年 7 月 10 日（5 年間）

(6) 事業実施体制

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の代表者各 1 名から JCC を構成。JCC は、上記 4 機関の代表者からなる各サブ・ワーキング・グループと同グループの活動を統括するマネジメント・コミッティの活動を監督する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 240 M/M）：

② 研修員受け入れ：民事、刑事、法学教育/研修分野

③ 国内支援委員会：民事、刑事、法学教育/研修分野

2) ラオス国側

① カウンターパートの配置

・プロジェクト・ダイレクター

ラオス側合同調整委員会メンバーが担い、関係 4 機関の持ち回り制とする。

・プロジェクト・マネジャー

ラオス側運営委員会メンバーが担い、関係 4 機関の持ち回り制とする。

・サブワーキンググループメンバー

関係 4 機関の職員・教員及び必要に応じて他機関の職員・教員が参加する。

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業と一体として実施する JICA の他事業はなし。

2) 他援助機関等の援助活動

本事業で取り組む予定の法学教育・法曹等養成機関に対する協力については、ベト

ナム政府、ルクセンブルグ開発協力庁などが協力を実施。具体的な活動の実施に際しては、これらドナー及び司法省国際協力局との調整を要する。ただし、いずれのドナーも活動内容を具体化できていないため、ドナー間の協力内容の棲み分け・連携は可能な状況にある。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

本事業では、プロジェクト目標の指標設定において、ジェンダー視点を取り入れ、プロジェクトにより能力強化された中核人材のうち最低でも10%を女性とするなどした。また、成果の指標でも、セミナー参加者のうち少なくとも10%は女性を含むとするなど、本事業の直接的な受益者や活動の裨益者における女性の割合を指標の一つとしている。本事業において、一定数の女性法曹や女性の法学教育・法曹養成担当者の能力強化にかかる取り組みが期待されることから、ジェンダー活動統合案件に分類する。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関において、法理論研究、同理論に基づく運用・執行、法令・実務の改善が持続的に行われるとともに、機関相互の連携による効果的な人材育成が持続的に行われる。

指標及び目標値：

- ・ 以下のような活動が持続的に実施される。
 - － 法理論に関する調査・議論
 - － 法理論に基づく法の運用・執行
 - － 法令・実務の改善
 - － 教材・指導要領の開発
 - － 教材に基づくTOTの実施
- ・ 法学教育機関において、プロジェクトでレビューしたカリキュラムに基づき継続的

に教育・研修が実施される。

(2) プロジェクト目標：

ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身に付ける。

指標及び目標値：

- ・サブワーキンググループのメンバーのうち、80%以上（そのうち最低10%は女性を含む）が民事法の法理論の研究、民事法の運用・改善能力を身につける。
- ・サブワーキンググループのメンバーのうち、80%以上（そのうち最低10%は女性を含む）が刑事法の法理論の研究、刑事法の運用・改善能力を身につける。
- ・自立的に活動を継続する持続的な体制が計画される。
- ・サブワーキンググループのメンバーのうち、80%以上（そのうち最低10%は女性を含む）が質の高い法律実務家を育成する能力を身に付ける。

(3) 成果

成果1：民事法及び民事訴訟法等に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられるとともに、それが法律実務家及び研究者に共有される。

成果2：刑事分野の法理論研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに、刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される。

成果3：法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

プロジェクトの成果達成に必要な能力を有したサブワーキンググループメンバーが選出され、積極的にプロジェクト活動に参加することがラオス政府から約束される。

(2) 外部条件

各カウンターパート機関の役割が大きく変更しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」(2012年4月から2017年3月)の終了時評価では、①プロジェクト成功の主な要因の一つとして、プロジェクトに対する相手国実施機関高官の強いコミットメント、特に積極的にプロジェクトのワーキンググループの議論に関与する能力のあるメンバーの配置・任命が重要であること、②さらに、日本人専門家チームと各相手国実施機関の良好な関係および情報の共有が不可欠であることを確認している。

本事業においても複数のワーキンググループを設置する予定にしていることから、

同グループのメンバー任命においては先行協力に関与した者等の連続性を意識した配置を先方政府に求めていく。また、日本人専門家についても、先行協力の専門家の延長により対応するなど、既存の良好な関係を維持しつつ実施することとする。

7. 評価結果

本事業は、ラオス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以 上